

議案第9号

日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のと
おり改正する。

令和4年3月7日提出

日野町長 塔 田 淳 一

日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

一般職の職員については、人事院が行った給与勧告に基づき所要の改正を行うが、1年間の有期雇用となる会計年度任用職員については、年度中途での雇用に関する条件は変更しないこととする。

2 改正内容

令和4年度から期末手当の支給率を引き下げ

支給月数を0.15月引下げ（現行2.55月⇒改定2.40月）

3 附則

公布の日から施行する。

(参考)

		6月期	12月期
令和3年度 期末手当	会計年度任用職員	1.275月（支給済み）	1.275月（支給済み）
令和4年度 期末手当	会計年度任用職員	1.200月	1.200月

日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年12月13日条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)	
第10条 略 2及び3 略	第12条 略 2及び3 略	
4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	
5・6 略	5・6 略	

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。